

山梨県公報

号外第十三号

令和五年

三月二十四日

日 曜 金

目次

- 山梨県職員退職手当基金条例……………三
- 山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県環境保全基金条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………七
- 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………一〇
- 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………一二
- 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例……………一二
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例……………一七
- 山梨県手話言語条例……………一八
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………二〇

条例のあらまし

- 山梨県職員退職手当基金条例(条例第一号)(人事課)
 - 1 職員の退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保するため、山梨県職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管

しなければならないこととした。

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。こととした。

6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二号)(行政経営管理課)
 1 パスポートセンターの業務を本庁で行うこととするため、同センターに係る規定を削除することとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)(市町村課)
 1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、次の改正を行うこととした。

(一) 新たに市町村が処理することとする事務として、建築基準法及び山梨県立自然公園条例に基づく事務を追加する。

(二) 次の事務につき処理する市町村を拡大する。

(1) 認可外保育施設の開設届出の受理等に関する事務につき、都留市

(2) 土地改良区設立に係る公告及び通知に関する事務につき、早川町

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)(情報政策課)
 1 県民の利便性の向上を図るため、法令、条例等の規定による申請等をオンライン手続により行う場合の手数料の納付の方法及び納期限を定めることとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)(交通政策課)

○ 山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（財政課）

1 旅券法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 一般旅券の査証欄の増補に関する手数料を削除するとともに、未交付旅券失効後五年以内に再度発給申請した場合の手数料を定める。

(二) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料を改定する。

(三) その他規定の整理を行う。

2 この条例は、1(一)については令和五年三月二十七日から、1(二)については同年四月一日から、1(三)については公布の日から施行することとした。

○ 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（行政経営管理課）

1 リニア中央新幹線の開業に向けた取組等を部局横断的に一層推進するとともに、県の豊かな観光資源を生かし、スポーツで稼げる地域づくりを進めるため、次の改正を行うこととした。

(一) 知事政策局の分掌事務に次の事項を加える。

(1) リニア中央新幹線の建設の促進に関する事項

(2) 地域創生及び人口減少対策に関する事項

(三) 観光文化部及びスポーツ振興局を廃止し、観光文化・スポーツ部を設置する。

(四) リニア未来創造局の分掌事務を知事政策局及び県土整備部に移管することに伴い、リニア未来創造局を廃止する。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例（条例第十五号）（男女共同参画・共生社会推進統括官）

1 この条例は、多様性を認め合う共生社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心して暮らすことができ、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものとした。

2 多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本理念を定めることとした。

3 人種、信条、性別、国籍、性的指向、性自認、社会的身分、門地、職業、年齢、障害又は疾病の有無その他の事由を理由とした差別的取扱いの禁止について定めることとした。

4 多様性を認め合う共生社会づくりに関する県、県民等の責務を定めることとした。

5 多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本的施策について定めることとした。

6 多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本方針について定めることとした。

7 多様性を認め合う共生社会づくりに関する推進体制の整備について定めることとした。

8 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県手話言語条例（条例第十六号）（障害福祉課）

1 この条例は、手話言語の理解及び普及並びに習得の機会の確保並びに障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進（以下「手話言語の理解及び普及等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語の理解及び普及等に関する施策の基本的事項を定めることにより総合的に施策を推進し、もって手話言語に対する県民の理解の促進を図るとともに、全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とするものとした。

2 「手話言語」、「ろう者」、「ろう児等」及び「手話言語通訳者等」の用語の意義を定めることとした。

3 手話言語の理解及び普及等に関する基本理念を定めることとした。

4 手話言語の理解及び普及等に関する県の責務並びに県民及び事業者の役割を定めることとした。

5 手話言語の理解及び普及等に関する基本的施策に関する事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとした。

6 やまなし手話言語の日を設けることとし、これを九月二十三日とすることとした。

7 情報の発信、相談及び意思疎通の支援体制の整備等について定めることとした。

8 手話言語通訳者等の確保、養成等について定めることとした。

9 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県議会設置条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（議会）

1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 総務委員会の所管について、「スポーツ振興局に関する事項」及び「リニア未来創造局に関する事項」を削る。

(二) 農政産業観光委員会の所管について、「観光文化部」を「観光文化・スポーツ部」に改める。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県職員退職手当基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

2 事業者は、県が実施する多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第七条 学校教育その他の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりを目的とした教育を行うよう努めなければならない。

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村が多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(基本的施策)

第九条 県は、県民及び事業者の多様性を認め合う共生社会づくりに関する理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、第三条各項に規定する行為に関する相談に応ずるため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本方針)

第十条 知事は、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るため、多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本方針(以下「方針」という。)を定めるものとする。

2 方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、方針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。方針を変更しようとするときも、同様とする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進するため、必要な推進体制を整備するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県手話言語条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第十六号

山梨県手話言語条例

本県は、第二次世界大戦後まもなく、県立盲学校において我が国で初めて盲ろう教育が実践された歴史を有し、また、盲ろう者でありながら障害者の教育や福祉の発展に尽くしたヘレン・ケラー女史が通学した米国のパーキンス盲学校の校長が県立盲学校を訪問するなど、国内における盲ろう教育の先駆的役割を果たしてきた。

また、近年においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供を定めた山梨県障害者居住条例に基づき、全ての障害者が、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営めるよう、様々な社会的障壁を取り除く取組が進められてきた。

しかしながら、日常生活又は社会生活の基礎となる意思疎通において、ろう者が、自らの障害の特性に応じた意思疎通を図る権利が尊重され、手話、触手話等を利用する機会が十分に確保されているとはいえず、日常生活を営む上での困難を抱えている人は少なくない。

とりわけ、ろう教育において読唇と発声の訓練を中心とする口話教育が導入されたことにより、長年にわたり手話が言語として認められてこなかったことから、ろう者が多くの困難を抱えて生活してきた歴史がある。

このような状況の中、我が国では、障害者基本法の改正や障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語であると位置付けられ、県においても、山梨県障害者居住条例の改正により、言語に手話を含むことを明記した。

手話言語が、ろう者にとって物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造する手段であることを私たちは認識するとともに、手話言語を必要とする様々な人々が、個々の特性に応じて手話言語を学び、手話言語を使い、手話言語で学び、手話言語を守ることができる環境が整備されることよって、ろう者一人ひとりの人格と個性が尊重され、相互に意思を伝え合い、心を通わせ、理解し合える社会を構築する必要性が一層高まってきている。

こうした経過を踏まえ、全ての県民が、手話言語に対する理解を深め、障害の特性に応じた意思疎通を行う権利を尊重し、障害のある人もない人も、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話言語の理解及び普及並びに習得の機会の確保並びに障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進(以下「手話言語の理解及び普及等」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにす

るとともに、手話言語の理解及び普及等に関する施策の基本的事項を定めることにより総合的に施策を推進し、もって手話言語に対する県民の理解の促進を図るとともに、全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 手話言語 ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の言語体系を持つ言語をいう。

二 ろう者 聴覚に障害のある者であつて、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営むものをいう。

三 ろう児等 聴覚に障害のある者のうち、手話言語の使用又は習得を必要とする乳幼児、児童、生徒又は学生をいう。

四 手話言語通訳者等 手話言語の通訳を行う者、盲ろう者通訳・介助者その他のろう者とする者以外の者との意思疎通を支援する者をいう。

(基本理念)

第三条 手話言語の理解及び普及等は、手話言語によって意思疎通を行うろう者の権利を尊重し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話言語の理解及び普及等は、手話言語が独自の体系を有する言語であつて、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならない。

3 手話言語の理解及び普及等は、手話言語がろう者はもとより、ろう者以外の者にとつても、情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要なものであるという認識の下に推進されなければならない。

4 手話言語の理解及び普及等は、県、県民及び事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら一体的に取り組みなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のつとより、手話言語の理解及び普及等に関する施策を総合的に策定するとともに、市町村その他の関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）と連携して、手話言語を使用しやすい環境の整備を推進する責務を有する。

2 県は、手話言語の理解及び普及等に関する施策を講ずるに当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村に対し、手話言語の理解及び普及等に関する施策の実施

に関する助言その他の必要な協力を行うものとする。

3 県は、その事務又は事業を行うに当たり、手話言語を必要とする者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう手話言語を用いた情報発信を行う等、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、手話言語が独自の体系を有する言語であることを認識し、県が実施する手話言語の理解及び普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話言語の理解及び普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話言語の使用による意思疎通に関して、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話言語の理解及び普及等を図るために必要な次に掲げる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 手話言語の理解の促進及び普及等のための施策に関する事項

二 手話言語による情報の取得のための施策に関する事項

三 手話言語による意思疎通の支援のための施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、この条例の目的の実現を図るために必要な施策に関する事項

2 県は、前項各号の施策を推進するため、聴覚障害者関係団体との間において、情報及び意見の交換を行うものとする。

(県民の理解の促進)

第八条 県は、市町村等、ろう者及び手話言語通訳者等と連携し、県民が手話言語の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語についての理解の促進に努めるものとする。

(やまなし手話言語の日)

第九条 県民の間に広く手話言語についての理解と関心を深めるようにするため、やまなし手話言語の日を設ける。

2 やまなし手話言語の日は、九月二十三日とする。

3 県は、やまなし手話言語の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(情報の発信、相談及び意思疎通の支援体制の整備等)

第十條 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話言語を用いた情報発信を行うよう努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町村等と連携して必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、ろう者が手話言語をいつでも使用し、手話言語による情報を入手することができる環境の整備を図るため、手話言語通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応ずる拠点への支援等を行うものとする。

4 県は、市町村等と連携し、ろう児等又はその保護者若しくはその家族に対して、手話言語に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を行うものとする。

5 県は、ろう者が医療、介護、保健又は福祉に係るサービスを利用するに当たり、当該サービスを提供する者と円滑な意思疎通を図ることができる環境を整備するよう努めるものとする。

(手話言語通訳者等の確保、養成等)

第十一條 県は、市町村等と協力し、ろう者が手話言語通訳者等の派遣による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するため、手話言語通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

2 県は、市町村等と協力し、手話言語通訳者等の心身の健康に配慮し、業務の特性に応じた健康診断を定期的に実施する等の健康の保持及び増進に必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、手話言語通訳者等が安心して働くことができる労働環境が整備されるよう、事業者の理解の促進に努めるものとする。

(学校の設置者の取組)

第十二條 学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。)の設置者は、手話言語の理解及び普及等に対する児童、生徒又は幼児及び保護者の理解の促進に努めるものとする。

2 ろう児等が通園し、又は通学する学校等の設置者は、ろう児等に対する手話言語に

関する学習の機会の提供及びろう児等の保護者からの教育に関する相談への対応その他の支援を行うよう努めるものとする。

3 ろう児等が通園し、又は通学する学校等の設置者は、ろう児等がその特性に応じた手話言語を学び、又は手話言語を用いて学ぶことができるよう、教職員の手話言語に関する技能を向上させる等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 ろう児等が通園し、又は通学する学校等の設置者は、教職員の手話言語の専門性の向上に関する研修、情報の提供等を行うよう努めるものとする。

(事業者に対する支援等)

第十三條 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために、事業者が行う取組について、必要な支援及び助言その他の協力を行うものとする。

第十四條 ろう者及びろう者が組織する団体は、手話言語の普及及び啓発に努めるものとする。

(手話言語に関する調査研究)

第十五條 県は、ろう者及び手話言語通訳者等が手話言語の発展に資するために行う手話言語に関する調査研究及びその成果の普及に当たり、教育研究機関と連携し協力するものとする。

(財政上の措置)

第十六條 県は、手話言語の理解及び普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一條 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

第二條 この条例の規定については、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の検討を行うに当たっては、手話言語を必要とする者その他関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県条例第十七号

山梨県知事 長崎 幸太郎